

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

東京都千代田区六番町 2 番地
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下 哲生

当社は平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 10 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、当社定款第 5 条の発行可能株式総数を 61,068,132 株増加して、67,853,480 株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせ および ご注意

- 上記株式分割の実施に併せ、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。なお、株式分割の効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）ですが、株式取引の決済や権利移転の関係により、平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）より、東京証券取引所における売買単位の表示も 1 株から 100 株に変更されます。
- 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成 25 年 11 月中旬にお届出住所にお送りする予定でございます。
なお、住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。